

中国法における労働者について

——袁鋒が淮安郵政局を訴えた労働争議事件を題材に——

第 1 審江蘇省淮安市淮陰区人民法院 (2004)

淮民一初字第789号 (2005年 3 月 1 日),

上訴審江蘇省淮安市中級人民法院 (2005)

淮民一終字第215号 (2005年5月18日)⁽¹⁾

本稿は紙幅の都合上, 研究会において使用したレジюме全文を掲載するにとどめることを予め断りおく。

I 事 案

(一) 首 部

1. 判決書記号

一審判決書: 江蘇省淮安市淮陰区人民法院 (2004) 淮民一初字第789号。

二審判決書: 江蘇省淮安市中級人民法院 (2005) 淮民一終字第215号。

2. 案件名称: 労働争議紛争。

3. 訴訟当事者

原告 (上訴人): 袁峰, 男, 漢族, 元淮安郵政局淮陰分局配達員⁽²⁾。

訴訟代理人 (一, 二審): 謝永力, 淮安市清河区巨達法律服務所 [法律工作者]⁽³⁾。

被告 (被上訴人): 淮安郵政局淮陰分局 (以下, 淮陰郵政局とする)。

訴訟代表者: 王新民, 同局局長。

(1) 国家法官学院=中国人民大学法学院編『中国審判案例要覧: 2006年民事審判案例卷』中国人民大学出版社=人民法院出版社2007年530~534頁所収。

(2) 原告の名称について, 原文では「袁鋒」「袁峰」が混在している。原文のままを反映させることにする。

(3) 法律工作者とは, 法官 (審判官), [檢察官], 律師 (弁護士), 人民調解員 (人民調停員), 公証員 (公証人), 基層法律服務人員 (基層法律サービス員), 労働仲裁員 (労働仲裁人), 貿易仲裁員 (貿易仲裁人), 海事仲裁員 (海事仲裁人) をいう。

訴訟代理人：（一，二審）：張雲生，江蘇淮安知源弁護士事務所弁護士。

4．審級：二審。

5．審判機関及び審判組織

一審法院：江蘇省淮安市淮陰区人民法院。

合議廷構成員：審判長；周海蘭，審判員；龔正軍，王曉峰。

二審法院：江蘇省淮安市中級人民法院。

合議廷構成員：審判長；張勇，審判員；孫曉明，劉群英。

6．結審日時

一審結審日時：2005年3月1日。

二審結審日時：2005年5月18日。

（二）一審の状況

1 一審の弁論

(1)原告の主張について。

原告は、1986年7月から被告のもとで配達業務に従事してきた。就業中、原告は、何度も優秀作業員として表彰されていたにもかかわらず、被告は、原告のために、養老、医療、失業等の社会保険手続を今日までしなかった。人民法院が収集した証拠によれば、原告は、名義上委託代行員となっている。しかし、勤務態度などから見れば、原告と被告の関係は、事実上の労働関係にあると見るべきである。また、内部管理や勤務評定から見れば、労働契約の長期性、安定性をもっており、双方の関係は労働関係の特徴と完全に合致している。労働関係にあると認定すべきである。2004年8月30日、淮安市淮陰区労働争議仲裁委員会は、仲裁に適さないとして原告の仲裁申請を受理しなかった。原告は、被告に、1984年7月から今日までの養老、医療等の社会保険費用の補てんを求める。

(2)被告の主張について。

中華人民共和国郵政法（郵政法）の規定に基づけば、郵政企業は、その他の組織または個人に郵政業務を委託代理することができ、また、代理契約を締結できる。被告が原告の処理した業務量に基づいて支払ってきた金銭は、業務手続費である。給料でない。双方の関係は委託代理関係であり、労働関係に属さない。当局が原告に工作証（職員証）を支給したのは、原告の業務を展開する利便のためである。原告が被告の配達員であるという身分を証明するにすぎず、被告が職工（労働者）であることを証明しない。原告と被告の間の委託代

理費用は、月ベースで精算しており、被告が原告に預金通帳を発給したのは、原告の報酬金取得の利便のためである。これも、双方に労働関係が存在することを証明するものでない。被告が委託契約を比較的多く締結し、受託者自身の素質を向上させ、農村における注文徴収業務をより推進しやすくするために、被告は、原告らのように業務成績が比較的優秀な個人に、優秀作業員の称号を授与してきた。しかし、この荣誉证书も、双方に労働関係が存在することを証明するものではない。原告の請求の棄却を求める。

2 一審の事実及び証拠

江蘇省淮安市淮陰区人民法院は、公開審理して以下のことを明らかにした。1984年7月より原告は、被告である淮陰郵政局で郵便配達業務を開始した。1986年1月2日、原告と被告は、配達委託代理契約を締結し、有効期間を2年とした。契約上、(1)被告は、原告に短期の訓練を行い、委託業務を徹底させ、原告に制服と労働保護用品を支給すること。(2)被告は、上級の規定に基づき毎月原告に報酬金33元を支払うこと。(3)原告は、配達業務作業中の組織、生産、生活待遇、人身事故等について責任を負うことと約定した。1999年9月1日、双方は2000年8月31日までを有効期間とする委託代理契約を締結した。2002年9月1日、双方は2003年8月31日までを有効期間とする委託代理協議書を締結した。2003年9月1日、双方は、2004年9月1日までを有効期間とする委託代理協議書を締結した。これら3つの協議書上、(1)被告は、原告に、新聞、手紙の配達業務の代理を委託し、被告は、原告の完成した業務量に基づき代理業務手続費の基準に照らして貨幣で原告に代理業務手続費を支払うこと。(2)原告は、被告の業務訓練、管理指導、監督検査および審査を積極的に受けること。(3)原告が社会保険の加入を望むとき、保険費は、原告が自己解決することと約定していた。

2004年3月原告は配達業務に従事しなくなり、現地の労働行政部門に仲裁を申請し、被告に1984年7月から今日までの養老、医療、失業等の社会保険費用の補てんを要求した。淮安市淮陰区労働爭議仲裁委員会は仲裁に適さないことを理由に裁定不受理とした。原告は人民法院へ訴えを提起し被告に1984年7月から今日までの養老、医療、失業等の社会保険費用の補てんを求めている。

以上の事実、以下に列挙する証拠が証明する。

(1) 当事者の法廷陳述。

(2) 原告が提出する被告の発給した職員証、給料預金通帳および荣誉证书等。

- (3) 一審法院が被告所在地で調査収集した1988年から1999年、2000年から2002年の間の財務資料。そこには原告が委託代行員であること、原告が被告から取得した賃金の名称が「報酬金」または「業務手続費」となっていたことが記載してあった。

3 一審の判決理由

江蘇省淮安市淮陰区人民法院は、これらの事実と証拠に基づいて以下のことを認定した。1984年7月より被告は、原告を委託代行員として招聘し、原告は配達業務に従事した。招聘期間中、原告と被告は、数度にわたって委託代理業務協議を締結した。委託代理関係における各自の権利義務は比較的明確であった。双方は、1988年から1999年、2000年から2002年の間、委託代理契約を締結していないにもかかわらず、その財務資料によれば、双方は、委託代理協議の内容に基づいてその権利義務を履行している。これは双方の真実の意思を十分に明らかにしている。被告が原告に職員証を発給し、また、榮譽証書を授与するという行為は、法律の規定に合致する。原告が提出した給料預金通帳は、被告が原告に報酬金を支給する方法の1つであり、双方に労働関係が存在することを直接に証明するものではない。原告と被告の間の委託代理関係については、「郵政法」が調整（規律）している。特別法は一般法に優先する原則に基づき、本件は「郵政法」、「中華人民共和國合同法（統一契約法）」の関係する規定を適用する。双方の関係は、契約関係に属する。労働関係と認定すべきでない。したがって、原告の請求は法律の規定に合致しておらず、支持しない。

4 一審の判決

江蘇省淮安市淮陰区人民法院は、「郵政法」8条の規定に基づき以下の判決を下した。

原告の訴訟請求を取り消す。

(三) 二審の弁論

1 上訴人の主張について。

(1)一審法院は、被上訴人が提出した4つの委託代理協議を根拠にして、双方の関係を委託代理関係に属すると認定した。しかし、これは、事実も法律上の根拠もない。そのうち1986年のものは、公証処が公証した委託代理配達契約である。この契約の主体は、淮陰県王興郷政府と被上訴人となっており、上訴人を拘束しない。その他3つの契約は契約の取り決めに基づく公証手続きを行っておらず、条件付きのものであって、未締結のもので、無効である。

(2)一審判決は、被上訴人が提出する財務資料を根拠にして、委託代理関係にあると認定した。しかし、これも事実と合致しない。同資料には上訴人の取得した金銭の名称が報酬金または業務手続費と明記してあるが、これは、双方の間に労働関係が成立していることに何ら影響しない。被上訴人が上訴人に発給した職員証、給料預金通帳、栄誉証書は、双方に労働関係が形成していたことを証明するに足りる。かつ、上訴人が業務中に内部規則制度を厳守し、任務の完了に努め、月ベースで報酬を得ていたことは、[労働関係]のもつ臨時性、短期性、一回性の特徴と明らかに区別できる。新法は旧法に優先する原則に基づき、本件は「労働法」を優先適用して双方の関係を規律すべきである。したがって、二審に破棄自判を求める。

2 被上訴人の主張について。

一審判決が認定した事実は明らかであり、法律の適用も正確（正しい）。原审維持を求める。

(四) 二審の事実及び証拠

江蘇省淮安市中級人民法院は、一審が認定した事実を確認した。また、別途、1986年1月2日に締結した委託代理配達契約において、甲方が淮陰郵電局、乙方が未記載であること、但し、乙方の押印場所に、淮陰県王興郷人民政府の印鑑が押印してあること、配達人一覧に袁鋒の印鑑が押印してあり、同契約が公証を経ていること、そして、その内容は、淮陰郵政局と淮陰県王興郷渠北村[村民]袁峰が、1986年1月2日に締結した前述の委託代理配達契約であることを確認した。

(五) 二審の判決理由

江蘇省淮安市中級人民法院は審理をおこない、以下のように認定した。労働契約は、労働者と使用者が労働関係を確立し、双方の権利義務を明確にする取り決めであり、労働法が規律する。労働法律関係を構成する主な特徴は、労働法律関係を形成すれば、使用者が労働者を管理する領導（指揮命令）的な地位に置かれ、双方に指揮命令と被指揮命令という隷属関係を形成するところにある。これは民事法律関係の主体間がもつ平等性と相対的に区別できる。労働者は使用者の構成員になることによって、使用者が提供する生産手段と結びつき、その労働過程において、労働者と使用者の間に労働法律関係を形成する。

本件の、双方が1986年に締結した委託代理配達契約においては、上訴人袁峰

が「乙方配達人一覧」に本人の印鑑を押印している。同契約の内容を見ると、権利義務も上訴人袁峰に関するものであり、公証を経ている。その他３つの契約は、確かに公証を経していない。しかし、双方は、契約に基づき実際に履行し、完遂している。したがって、上訴人が契約をいずれも無効な契約であると主張することは、事実でないし、法律上の根拠もない。淮陰郵政局は、関係する規定に基づき、新聞手紙を上訴人に委託して配達させた。あわせて、委託代理協議を締結し、双方の権利義務を明らかにしている。同内容は、委託代理配達の特徴と合致している。また「袁峰は、被上訴人の業務訓練、管理指導、監督検査及び審査を積極的に受ける」と約定していた。この内容を見ると、双方に指揮命令と被指揮命令という隷属関係は形成されていなかったというべきであり、上訴人は、業務の中で、被上訴人の指導、管理、監督を受けたにすぎない。被上訴人が袁峰に発給した職員証、銀行で開設した貸金預金通帳番号、業務に対する表彰などは、上訴人の業務展開、報酬金の取得および業務の推進の利便のためであり、双方に労働法律関係が存在していたと確認できないし、双方の委託代理配達の性質を変更するものでもない。一審法院が本件の事実に基づいて「郵政法」の関係する規定に基づきおこなった判決は、不当ではない。上訴人の上訴理由は成立しないので、支持しない。

（六） 二審の判決

江蘇省淮安市中級人民法院は、「中華人民共和國民事訴訟法（民訴法）」153条1項1号の規定に基づき、以下判決した。

上訴を棄却し、原審を維持する。

II 解 説

本件は、郵政業務代理人と郵政局の間に発生した委託契約紛争である。争点は、双方の関係が労働関係であるか、それとも委託契約関係であるかにある。ごく稀に見るケースであるが、郵政業界では普遍的な問題である。實際上、郵政業務代理人と郵政局の間の関係がどのような法律関係なのか。これは、多くの代理人と郵政局の間の利益にかかわるほか、注目すべき社会問題であり、法理上、さらに深く検討すべき理論的難題である。

1 契約の特徴から分析すると、原告被告間の関係は委託契約関係の特徴と合致する

「労働法」の規定に基づけば、労働契約は、労働者と使用者が労働関係を確立し、双方の権利義務を明確にする取り決めをいう。委託契約は委任契約ともいい、当事者の一方が他方の事務を処理し、他方はその処理を許可する契約をいう。契約の性質上から区分すると、労働契約と委託契約は、若干のケースで類似点をもっているが、両者に厳格、絶対的な区別基準はない⁽⁴⁾。たとえば、労働契約は、労働者が労務を提供することを履行条件とする一方で、委託契約は、受託者に依頼して、その労務を通じて委託事項を完成させるのである。しかし、労働と委託の関係は、その法律上の特徴に明確な区別がある。(1)労働契約は、一方の有償労務給付が他方への高度な服従の下で行うことを強調する。これは、労働契約に存在する従属関係である。いったん契約が成立すると、労働者は雇用者の労働指揮権に服従しなければならない。委託契約関係においては、双方がそれぞれ独立し、従属性の問題は存在しない。(2)報酬支払いの方法上、単位（組織）は、しばしば労働時間に基づいて賃金、報奨金の形で労働報酬を支払う。しかし、委託契約は、完成した業務量で報酬を支払うことを基準とする。(3)保護義務上、使用者は、労働中の労働者の安全と健康を保護し、労働条件を改善し、正常で、安全で、衛生的な業務環境を生み出し、労働中の死傷事故、危害の発生を防止する義務を負う。しかし、委託契約関係においては、これらすべてを受託者自身が負担し、委託者はまったくかわらない。

本件において、契約の特徴から見ると、郵政局が新聞手紙を原告に委託して配達するうえで、双方の権利義務は平等で、従属関係の問題は存在しない。同契約の内容は、委託契約の特徴と合致する。確かに郵政局は、この委託業務において受託者にかなり厳格な要求をしているし、受託者に対する業務訓練、管理指導、監督検査および調査も強化している。これらは、いずれも郵政業務自身の公益性と特殊性が決定するもので、郵政「業務」の実施を確保するためであって、郵政業務代理人の「人身」活動を管理するためのものではない。郵政局が発行した職員証、給料カードおよび栄誉証書等に至っては、委託契約を履行しやすくし、業務推進の必要のためであり、双方に事実上の労働関係が存在することを説明していない。契約の履行上から見ると、委託代理人は、郵政局

(4) 大多数の学者が委託契約と雇用契約は、いずれも労務提供といった類の契約に属すると考えている（楊立新『民法資料匯編』法律出版社2004年639頁参照）。

名義で特定地域の郵便配達業務に従事していた。代理人の組織上の関係、労働条件、環境、人身の安全や保険の問題について、郵政局は保護義務を負わず、代行員自らが負担している。最後に、契約の名称から見ると、双方が締結したのは有名契約、すなわち委託代理契約であり、労働契約でないので、その表象上から双方が形成した関係が委託契約関係であることを証明している。

２ 「郵政代行員」の性質上から分析すると、その身分が得るのは 委託契約関係に基づくものである

「郵政法」８条は「信書及びその他信書の性質を有する物品の配送業務は、郵政企業が専管する。但し、国务院が別途規定するものを除く。郵政企業は、必要に応じてその他の組織又は個人に郵政企業の専管業務を委託することができる。代行員が郵政業務を行うときは、本法の郵政業務人員に関する規定を適用する。」と規定する⁽⁵⁾。国务院が制定した「郵政法実施細則（郵政法細則，1990年11月12日公布）」５条は、郵政企業がその他の組織または個人に郵政業務の代理を委託するときは、協議を経て合意し、代理契約を締結しなければならないと規定している⁽⁶⁾。これらの条文を理解するとき、３つの問題に注意しなければならない。第１に、条文は、立法上の表現において、郵政業務人員と郵政代行員を分けているが、文字上の違いではなく、その性質上の違いがあること。第２に、法律が郵政企業に郵政業務の委託権を付与していることは、實際上、郵政局と代行員の間の委託契約の成立に法律上の根拠を与えていること。第３に、「郵政代行員」に「郵政業務人員」の規定を適用するのは「郵政業務を処理する」過程に限られており、郵政業務人員のすべての活動でないことである。したがって、いわゆる「郵政代行員」は「郵政法」の規定に基づいて郵政局の委託を受け、郵政業務の一部を代理する人員をいうことになる。その身分が得るのは、委託契約に基づくものであり、郵政局との間に事実上の労働関係はない。

総じて人民法院が判決で委託契約関係を構成すると確認したことは正しい。

（江蘇省淮安市中級人民法院 劉洋）

（５） なお郵政法は2009年４月24日に一部改正され、新郵政法に当該条文の規定はない。

（６） 郵政法細則５条 郵政企業は、その他の組織又は個人に郵政業務を委託するとき、協議して一致させ、代理契約を締結しなければならない。